

令和3年8月30日

保護者各位

福島東稜高等学校
校長 小原 敏
〔公印省略〕

新型コロナウイルスの感染拡大時の対応について

残夏の候 保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解とご支援賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスがこの地域でも拡大しており、2学期の始業にあたり、保護者の皆様には多くのご心配をおかけしております。学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や課外活動（課外授業、部活動等）も含めた学校教育活動を継続し、生徒の健やかな学びを保障していくことが重要であることから、本校においても国や県のガイドラインに基づいて適切な感染症防止策を講じて教育活動を実践してまいります。

つきましては、下記に示す対応を「まん延防止等重点措置」の期限である9月12日まで短縮授業としながら、これまでよりも強い感染症対策を講じて対応にあたりますので、引き続きご家庭での指導も併せてご協力をお願いいたします。

ただし、感染状況の悪化が続いた場合は、生徒や学生の安全や健康を最優先とし、短縮授業の延長や分散登校、臨時休業（休校）の措置をとる場合もございますのでご了承ください。

1 基本的な感染症対策の徹底

(1) 健康観察の徹底

- ①SHR時や授業開始時等に健康状態を確認し、体調が悪いときは、無理をさせずに早退させ、保護者に連絡し、医療機関を受診または相談センターへ問い合わせるよう促します。
 - ②生徒や学生に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないようにしてください。
- (2) 校内における運動時以外のマスク着用を徹底します。
 - (3) 気候上可能な限り常時換気を実施します。
 - (4) 清掃活動における意識高揚を図り、衛生的な環境を保持することに努めます。
 - (5) こまめな手洗いや手指消毒を徹底します。
 - (6) 昼食時のリスクを理解させ、換気を強化するとともに、対面による食事を避け、黙食に努めるようにします。
 - (7) 保健教育等の機会に感染症についての正しい知識を理解させるよう指導します。
 - (8) 陽性者となった生徒や学生に対する差別や偏見防止のための指導を行います。

2 部活動や校外活動における感染症対策の徹底

(1) 「感染リスクが高い活動」の制限等について

- ①近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限します。
- ②密集を避ける観点から活動時間を短縮します。平日は2時間程度、休日は3時間程度としますが、大会等が迫っていない場合は自粛も検討します。
- ③活動中は大きな声での会話や応援等は行わないようにします。
- ④用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒します。
- ⑤他校との練習試合や合同練習、遠征、合宿等を一時的に制限します。

- ⑥公式戦等の大会参加を認めますが、参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限等を指導します。
 - ⑦各種競技団体のガイドラインを遵守しながら活動します。
- (2) 部活動に付随する場面での対策の徹底
- ①部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促すよう指導します。
 - ②部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うよう指導します。
 - ③寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って運営に努めます。
- (3) 学校全体としての取組
- ①部活動顧問から管理職への活動計画書等を提出し、学校として感染対策を確認します。
 - ②活動の際は、顧問等の管理下で実施します。
 - ③部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認したうえで指導にあたります。
 - ④部活動に参加する生徒自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化するよう指導します。
 - ⑤発熱等の症状がある生徒は活動への参加を控えるよう周知徹底を図ります。
 - ⑥屋内での活動は、常時または定期的な換気を実施します。
 - ⑦進路活動で感染拡大地域へ移動した生徒については、移動後2週間の健康観察を徹底します。
 - ⑧校外活動（実習及び探究学習、学年行事、大会参加等）延期でるものは変更し、やむを得ず実施する場合はその後2週間の健康観察を徹底します。

3 ご家庭内における感染症対策お願い

- (1) 同居する家族等に風邪等の症状が見られる場合は登校しないようにしてください。
- (2) 家族等の状況に応じて、家庭内においてもマスク着用や手洗い、消毒等をお願いします。
- (3) 家庭内においても、清掃や換気を行い、衛生的な環境を保持するようお願いします。
- (4) 基本的な生活習慣を整え、体調管理を心がけるようご指導ください。

【根拠となる法令や通知等】

- 1 令和3年8月18日付福島県私学法人課通知（3文第1542号）
「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策等について」
- 2 令和3年8月18日付福島県私学法人課事務連絡通知
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校、及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」
- 3 令和3年8月23日福島県私学法人課通知（3文第1572号）
「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について」